

原子力委員会 原子力防護専門部会 「核セキュリティの確保に対する基本的考え方（案）」に対する意見募集

—意見概要と回答—

NO.	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由	回答
1	2. 核セキュリティに係る行政機関及び事業者とその責務 ④【許可事業者の責任】	「一義的な責任は許可事業者にある」としていますが、一義的の意味はonly oneを意味するのか、principalを意味するのか分かりづらい。	私は許認可事業者の核物質防護担当として働いております。今回示された基本的考え方で、一義的な責任は許認可事業者にあるとしておりますが、この一義的の意味が「すべての責任は事業者」とするのであれば違和感があります。「主要な責任が事業者」ということであれば、特にコメントはありません。セキュリティの確保は、事業者による検知、通報、遅延行為にとどまらず、治安機関による制圧も含んでおり、唯一の責任が事業者であるの方針となると、事業者は制圧も責任を有することになります。故、表現は明確にすべきと考えます。	広辞苑より「一義的」とは ①一つの意義しかないさま。 ②第一義であること。もっとも重要な意味であること。とあります。 本報告書案では②の「もっとも重要な(主要な)」という意味で使用しています。前ページで国の責任について記述し、ご意見をいただいた記述も「防護の実施に関する一義的な責任は許可事業者にある」となっており、趣旨は明らかと考えます。
2	2. 核セキュリティに係る行政機関及び事業者とその責務	核物質防護実施体勢の見直しについて	1. 実施体制の3組織(電力、委託警備会社2社)を見直し、統一した規制組織(保安院、電力、警察、自衛隊)にするとともに、国直接または、国の機構等への体勢替えが望ましいと思います。(今回の事故対応も含めて) 2. 今後の防護組織は現場を熟知した人材と脅威発生時の速やかな対応が出来る組織のミックスが求められています。現在の体勢では、社員警備員、委託警備員が主体となっています。このため、組織面での一貫性、統一した行動等改善すべき点があるような気がします。また、発電所設備の熟知度、帰属意識、待遇面等で差がありこのことも、前述した組織体勢への変更が必要な気がします。 3. 防護の重点を、原子炉建屋、貯蔵プールに変更したほうが良いと思います。このための防護措置の見直しも必要です。工学安全施設との整合性も整理が必要と思います。核物質防護規定と保安規定の同レベルでの運用も必要と思います	1. 2. ④【許可事業者の責任】のとおり「防護の実施に関する一義的な責任は許可事業者にある」と考えています。それは、2. ⑤【関係行政機関と許可事業者の連携】の記述から、関係行政機関と許可事業者の連携した対応が可能であると考えます。 2. 人材や組織に係るご指摘は現状に関する参考情報として承ります。なお、本報告書案は、各組織の取組の基本的方針を示すものであり、個々の取組の評価や改善策を記述するものではありません。4. ⑥【許可事業者による核セキュリティ事案への対応計画】に沿って、計画を適切に実施する体制が整備されることを期待します。 3. 本報告書案は、各組織の取組の基本的方針を示すものであり、個々の取組の評価や改善策を記述するものではありません。なお、6. ①【福島第一原子力発電所事故の教訓】1)防護措置の強化において、「施設・設備に係る防護措置を強化すべき」と記述しています。また、セキュリティ対策と安全対策の関係については、3. ①【核セキュリティ体制の維持のためのシステム】に記述しています。
3	4. ④【防護措置の設計】	防護措置の設計で、防護措置の見直しが記載。見直しには、定期的な防護措置の評価が必要。従って、(4)を設計及び評価にするか、見直しの部分の評価及び見直しにして、評価に関する記載を追記することを提案する。	Rev5では性能試験の導入が明確に記載されている。我が国では平成17年度の法改正により検査制度が導入されたが、現状では規範ベースの検査が実施されており、今後の課題として防護措置の有効性を評価するためには、DBTに基づいた性能ベースの評価が必要である。米国も当初は規範ベースの検査を実施していたが、DBTに対する有効性評価には不十分であることがわかり、1970年代後半から性能ベースの評価を導入している。従って規制方式に関しても中小事業者は規範方式としても、重要度の高い施設は性能基準の評価を実施する旨を明記すべきと考えます。核セキュリティ体制を確保するためには、品質保証の仕組みを導入し、防護措置の改善を図ることが求められているが、規範ベースの検査では防護措置の脆弱性評価による改善点の抽出が困難であり、改善が期待できない状況にある。	防護措置の評価は4. ⑥【許可事業者による核セキュリティ事案への対応計画】(訓練の実施及び計画の見直し)において記述しています。また、4. ④【防護措置の設計】(防護措置の規制方式)において、規範的方式と性能基準方式について記述しています。なお、本報告書はIAEA核セキュリティ・シリーズ文書の基本文書に該当するものであり勧告文書(INFCIRC/225/Rev5を含む)に相当するものではないため、いわゆる「性能ベースの評価」について直接言及していません。勧告文書についても、今後、我が国の核セキュリティへの反映方針を検討していくこととしています。

NO.	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由	回答
4	1. ②【核セキュリティの確保に対する国の責任】 2. ①【規制行政機関の役割】、④【許可事業者の責任】、⑤【関係行政機関と許可事業者の連携】	核セキュリティに対する国、規制行政機関、関係行政機関の責任を明確に記載すべき。	IAEA核セキュリティ文書では、核セキュリティ体制の確立・実施・維持・継続については国に責任があり、核セキュリティに係る規制機関等（規制行政機関、関係行政機関）の責任と許可事業者の責任が明確に同定かつ規定されることとして、核セキュリティに対する「prime responsibility（主要な責任）」が許可事業者にあるとしている。 しかし、基本的考え方では、国、規制行政機関、関係行政機関の責任を明確に記載しないまま、「一義的な責任」が許可事業者にあるとしている。 そのため、核セキュリティに対する責任が国にあるとの原則を記載した上で、規制行政機関、関係行政機関及び許可事業者の責任と役割を記載すべきである。	1. ②【核セキュリティの確保に対する国の責任】において、「国は、…規制等の仕組みを整備すべきである」と既に記述しています。なお、2. ④【許可事業者の責任】において、「核セキュリティに係る防護の実施に関する一義的な責任は許可事業者にある」と記述しており、核セキュリティに関する体制や規制に係る責任までを許可事業者に課しているものではありません。
5	1. ②【核セキュリティの確保に対する国の責任】と3. ①【核セキュリティ体制の維持のためのシステム】	核セキュリティの確保に向けた新組織を編成する。	日本は米国、ロシア、フランスなどの主要な原子力利用国と異なり、核兵器を保有していない、対外諜報、スパイ防止活動阻止を目的とした大規模な組織、戦争遂行を目的とした組織を持たないなどの特徴から核セキュリティへの予防的、事後的な対応能力が低いと判断します。 既存組織のうち、原子力安全・保安院あるいはこの後継組織は専門知識と常時の業務の対象と近いのですが、テロ組織などのサブネーションの情報、事後的な対応能力を持たない。警察、自衛隊は核物質、核物質に係る施設の情報を持たず、通常時の活動で接する機会がない。 残念ながら、危険性の顕在化の可能性は日々、高まっており、一旦、起きると、国の存亡に係る。 以上から国が核セキュリティの確保の責任を遂行するには原子力安全・保安院、警察、自衛隊の既存組織と連携し、核セキュリティの確保の責任を一元的に遂行する新組織を設けるのが適当と考えます。	脅威に関する情報を有する関係行政機関と規制行政機関の関係のあり方については、4. ①【脅威の特定】に記述した通りです。また、4. ⑦【規制行政機関及び関係行政機関による核セキュリティ事案への対応計画】で規制行政機関と核セキュリティ事案発生後の対応を行う関係行政機関の関係のあり方を記述しています。
6	4. ①【脅威の特定】、②【防護対象の特定】	核セキュリティの脅威の特定に向けた活動の具体化、充実を図る。（必ずしも基本的考え方を変更する必要はありませんが、福島事故と同様、今後の活動に反映いただきたい）	予防措置の対象には、核物質、核物質に係る施設に係る内部的なものとテロ組織などのサブネーションなどの外部的な要素が含まれる。日本は核兵器を保有していない、対外諜報、スパイ防止活動阻止を目的とした大規模な組織がないことから、外部的な要素、たとえば、核物質の転用、放射性廃棄物の悪用の知識、テロ組織などのサブネーションの情報が不足している。このため、これらの特定には日本独自、あるいは米国からの支援に基づく活動を行い、未然に防止する能力を高める。 残念ながら、危険性の顕在化の可能性は高まっており、一旦、起きると、国の存亡にかかわります。 以上から核セキュリティの脅威の特定に向けた活動の具体化、充実を図る必要があると考えます。	脅威に関する情報を有する関係行政機関と規制行政機関の関係のあり方については、4. ①【脅威の特定】に記述した通りです。また、4. ⑦【規制行政機関及び関係行政機関による核セキュリティ事案への対応計画】で規制行政機関と核セキュリティ事案発生後の対応を行う関係行政機関の関係のあり方を記述しています。
7	4. ⑦【規制行政機関及び関係行政機関による核セキュリティ事案への対応計画】、 5. ⑥【核セキュリティ事案への対応計画】	コミュニケーションの混乱、判断・決定の遅れが生じないように、シミュレーション、訓練を行い、核セキュリティの事案に対する事後対応能力の充実を図る。	核セキュリティ事案は内閣をトップとした新たな新組織、原子力関係機関、警察、自衛隊の連携が必要となると予想される。また核物質の転用、放射性廃棄物の悪用の知識が不足しており、予測、想定を超えた状況が発生すると考える必要がある。 これらの組織は知識、専門分野、組織の土壌、文化に違いがあり、コミュニケーションの混乱、判断・決定の遅れが生じないように、シミュレーション、訓練を行い、事後対応能力の充実を図る必要がある。 以上から福島第1事故の教訓として、実際にこのようなことがあるものとして、対処し、核セキュリティの事案に対する事後対応能力の充実を図る。	6. ①【福島第一原子力発電所事故の教訓】3)教育・訓練の強化において、「より実践的な状況を想定した教育・訓練を行うべきである」と記述しています。

NO.	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由	回答
8	全般	巻頭乃至巻末に用語説明を付ける。	基本的考え方では従来の法令には無い「核セキュリティ」という用語が用いられ、関連して「核セキュリティの確保」「核セキュリティの維持」「核セキュリティに係る防護」「核物質等、関連施設及び関連活動の防護」「防護対象」「防護措置」「核セキュリティ事案」「対応」「取組」等の多様な用語が用いられており、それらの意味するところが必ずしも明確に理解できないため、基本的考え方が期待する我が国の核セキュリティ対策が検討され着実に実施する際に、混乱を来すことが懸念される。	脚注で分かりにくい用語の意味を補っています。ご指摘の用語は一般的な用例として用いており、脚注等は不要と考えます。今後のIAEA勧告文書に係るより具体的内容の検討において、可能な範囲でより分かり易い記述に努めます。
9	脚注9:関係行政機関について	防衛省の関与を海上保安庁の支援のみでなく、核セキュリティ対処においてもさせる。	関係行政機関として防衛省を入れる。 このため文言は「…海上保安庁、防衛省(必要に応じ)」とする。 (理由) 妨害破壊行為者の装備が警察の持つ装備で対処し得ない場合は、治安出動により自衛隊を出動させることとなる。しかしながら事前に事業者や警察と調整し、現場を確認していなければ対処もできない。このため関係機関として防衛省を関与させることが必要。このことが抑止にもなる。	脚注の(必要に応じて、防衛省が支援)との記述は、治安当局全体にかかるものです。趣旨を明確にするため、「…海上保安庁(必要に応じ、これらの各機関を防衛省が支援)、…」と修正します。 なお、ご指摘をいただいた「関係行政機関について」の脚注番号につきましては、脚注番号の変更により、最終報告において脚注10となっています。
10	3. ⑤【内部脅威対策】	内部脅威対策を現行法の下で人権に配慮して行えば、悪意を持った虚偽申告者に対しては何もできない。このため内部脅威の実行がとまらないことになる。	内部脅威対策のためには、「第三機関または治安機関による内部者の信用調査を行うことができるような新たな仕組みを法律により担保すべき」である。	ご指摘の信用調査は、核セキュリティに限らず、様々な分野のセキュリティ対策に係る課題と捉えています。なお、内部脅威対策の手法としては、信用調査のほかに入出管理、ツーマンルール等の手法があります。
11	2. ⑤【関係行政機関と許可事業者の連携】及び5. ⑥【核セキュリティへの対応計画】全般について	原子力発電所以外でも、重要施設については、治安当局による常駐警備が必要。	今後、核物質防護に対する要求は益々高まるもの考えますが、物理的障壁の増設により、不法行為の遅延を図る事には限界があると考えます。原子力発電所以外でも、大量の核物質を保有する施設は存在するため、これらの重要施設については、治安当局(武装機動隊)が常駐して警備を行うよう、関係行政機関での検討を是非お願いします。 【理由】 重要施設に治安当局が常駐していれば、緊急事態発生の際には、即時、鎮圧行動に移れます。また、抑止、地域住民への安心・安全に繋がると考えます。	本報告書案は、各組織の取組の基本的方針を示すものであり、個々の対応の詳細を記述するものではありません。なお、治安当局は、米国同時多発テロ事件の発生以降、機関拳銃、耐爆・耐弾仕様の車両等を配備した銃器対策部隊を常駐させるなどして、原子力発電所や原子力関連施設に対する警戒警備の徹底を図っています。
12	2. ③【各行政機関の統合及び調整】全般について	各規制行政機関の統合又は調整で、二重規制がない仕組みの構築が必要。	INFCIRC/225/Rev.5によると、防護区域(inner area)、周辺防護区域(protected area)の外側に、立入制限区域(limited access area)を設置する旨の記載があります。 同一事業所に所管官庁の異なる施設が混在する場合、立入制限区域は複数の規制行政機関が所管することになります。 このような状況は、同一の周辺防護区域内に、所管官庁の異なる施設が混在する場合も同様です。 このため、認可手続き、検査等が二重とならない仕組みの構築を是非お願いします。 【理由】 規制行政機関が複数にまたがると、認可のための手続き、核物質防護検査・訓練などが二重に必要となります。 また、規制行政機関の間で防護指針に差がある場合は、双方を満足させる必要が生じるため、事業者の負担が極めて大きくなってしまいます。	INFCIRC/225/Rev.5に記載されている立入制限区域の設置に関する規制は、今後我が国への適用を検討することとなっています。また、平成23年8月12日関係閣僚了解「原子力安全規制に関する組織の見直しについて」を踏まえ、同一事業所に所管官庁の異なる施設が混在することはないと考えられるため、ご指摘のような二重規制が生じる蓋然性は低いと考えられます。

NO.	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由	回答
13	3. ②【人材、予算及び技術的能力の確保】全般について	国の予算で成り立っている許可事業者については、予算上の措置等、国による配慮が必要。	<p>予算等の措置について、国、事業者の責任が分けて記載されています。国の予算で成り立っている許可事業者については、6頁 3項(2)の1～3行目に含むものとして、記載内容等の検討をお願いします。</p> <p>【理由】 今後、追加の防護措置が要求され、設備の増設等が必要な場合、国の予算で成り立っている許可事業者は、国が予算等の配慮を行わなければ、要求を満足することが困難と考えます。</p>	3. ②【人材、予算及び技術的能力の確保】の後段は、許可事業者自らの予算等の確保にかかる責務を記述したものであり、国の予算で成立している許可事業者についても同様と考えます。
14	4. ⑦【規制行政機関及び関係行政機関による核セキュリティ事案への対応計画】(行政機関間の調整及び情報共有)	輸送時の核セキュリティ事案を含む緊急時対応をより実効的なものとするため、消防機関との間でも輸送日時・経路等に係る機微情報を共有できる仕組みが必要。	<p>核セキュリティ事案を含む万一の輸送緊急時の際、その影響を最小限に留めるとの観点から、初期対応を担うことになる消防機関が迅速かつ的確な対応がとれることが重要である。</p> <p>そのため、輸送日時・経路等の機微情報含む輸送計画については、規制行政機関、関係行政機関及び許可事業者間との調整及び情報共有のみならず、消防機関とも情報共有できる仕組みを設ける必要があると考えます。</p> <p>【理由】 現状、消防機関に対しては、輸送計画等に関する情報を提供する法的根拠がない。</p>	2. ⑤【関係行政機関と許可事業者の連携】において、必要に応じ、機微情報の保護の範囲内で、地方の関係行政機関との情報交換を行うことが記述されており、原子力施設等立地地域及び輸送経路を所管する消防機関も含んでいます。
15	4. ④【防護措置の設計】について	原発がテロ行為の対象となったときのリスクを考えると、原発推進はありえません。対象とされやすい立地条件の既存原発を優先的に廃炉にすることを検討すべきだと思います。	原発をこれまでのように全国で運転させながらテロ行為から防衛するのは、実際不可能だと思います。危険度の高い原発から運転を停止させ、テロの標的とならないうちに廃炉にするべきです。特に佐賀県の玄海原発は北朝鮮からの距離が近く、また、原発事故が発生したときに偏西風によって日本全国に汚染が拡大することから、テロ行為や侵略のターゲットになる可能性が高いと思います。即刻廃炉にすべきです。	原子力発電の是非は本報告書案の検討対象ではありません。また、本報告書案は、核セキュリティにかかるの取組の基本的方針を示すものであり、個々の原子力関連施設の脅威評価を記述するものではありません。
16	全体的に	我が国において原子力の平和利用の名の下に原子力発電を行うことは、外交上・防衛上も問題である。	「基本的考え方」は核エネルギーによる発電を今後も継続することを前提に作成されているが、その前提自体を見直すべきである。万が一、日本が他国から攻撃の対象となった場合、3600万haの国土に50基以上の原発があるので、攻撃の対象となることが容易に想像される。また、本「考え方」では核物質輸送における地域住民への説明責任、国際輸送における通過国・近隣国への説明責任などについて十分触れられていない。倫理的に考慮の必要があると考えます。	原子力発電の是非は本報告書案の検討対象ではありません。 2. ⑤【関係行政機関と許可事業者の連携】において、必要に応じ、機微情報の保護の範囲内で、地方の関係行政機関との情報交換を行うことが記述されています。 国際輸送時の関係国への連絡等として、我が国の国際慣行に則った連絡等を行っています。
17		管理責任者を特定できないようにするという項目が、納得できません。	セキュリティとはそもそも、国家にとって大事だと思われるものを守ることだから、堂々と顔を出して守ればよいと思います。ぜひとも国外から圧力がかけようと、イスラエルやフランスなど、海外のセキュリティ会社を使わず、国内の会社なりを使えば、自国内経済も回るし、大変良いと思います。	2. ⑧【帰属先不明の場合等における核セキュリティの責任に関する手続き】に対するご指摘と考えますが、「特定できないようにする」との意ではなく、何らかの事情により結果として「特定できない」場合に備えるとの意です。
18	1頁目「米国における同時多発テロの発生以降…」	3.11で全世界に知らしめてしまった。原発を狙えば日本は終わり。	現在は原発がまだ一部稼働しているのでセキュリティはもちろん大事だが、そもそも危険な原発自体減らして行くべきだと強く思います。	原子力発電の是非は本報告書案の検討対象ではありません。また、本報告書案は、核セキュリティにかかるの取組の基本的方針を示すものであり、個々の原子力関連施設の脅威評価を記述するものではありません。

NO.	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由	回答
19	「核セキュリティの確保に対する基本的考え方」という題名	核セキュリティの確保、ということは、まず、核あきり、という考えです。核は廃絶しなければ、この国においてセキュリティなどというものは成り立ちません。	核のセキュリティなどというはおれない事態である。内閣府、文科省、経産省は、原発ありき、核ありき、と方針がかわらないが、まず、この狭い国土で地震がおきたら、原発がどういふ悲惨なことになるか、責任がとれていないのに、賠償もすませず、こういった核を持ち続ける、という認識の甘さと傲慢さに首をかきしげるものである。今後、絶対に横綱級の地震があるという前提で考えれば、核はなくす、国には持ち込まない、という大前提がなければ、セキュリティなどとかっこつけたことなど、いってはおれないはず。死の灰は、年間日本の原発で広島原発何百発分の量をうんでいます。そして、これが、未来永劫、どうすることもできません。最終10万年もの先の負の遺産をだれが責任をおうのでしょうか。まずは、核をなくすことが、一番のセキュリティだと認識してください。国は、核ありき、です。根本の方針を改めてください。	原子力発電の是非は本報告書案の検討対象ではありません。
20	(下記、意見の中に示しました)	核鑑識に係る、国の総合的な対応体制(リーダーシップを含む)の整備の必要性について、明確に表記すべきと考えます。	5の、いわゆる「核鑑識」を含む対応については、現在対応すべき行政機関が多数あるためか、リーダーシップ不在のように思われます。現在文科省下では核鑑識に係る技術開発は開始されているように思われますが、実質的に有効なものにして活用するには、そのための一般的な鑑識(警察)との協力も含め、総合的な対応体制やリーダーシップなどの確に定めることが重要と思われます。本文、2では「規制行政機関の役割」について記載されているものの、5にある「規制上必要な管理の外にある核物質及びその他の放射性物質への対応」という役割が2では含まれていないように見受けられます。よって、2.(3)には「行政機関が複数ある場合もあることから、これらの行政機関の取組について適切に統合及び調整を行うべきである」とあるにもかかわらず、これに、上記の5に係る総合的な体制整備が含まれるようには読めないように思われます。	本報告書案は核セキュリティにかかる取組の基本的方針を示すものであり、原子力技術の1つである「核鑑識」に直接言及するものではありません。なお、2. ③【各行政機関の統合及び調整】において、「規制行政機関」だけでなく「関係する行政機関」(核鑑識に係る機関も含まれます)についても「統合及び調整を行うべきである」と記述しています。
21	全般	核/原子力は武器、平和利用ともに不要です。	岡山という原子力爆弾被害県となり生まれ、小さい頃からだれ一人、原子力/核の保有に賛成した人はいませんでした。何かがあつてからでは遅い、テロや事故に対する備えは<現在は>必要ですが、可及的速やかに廃止、廃炉の処置をとっていただきたいです。国民は、核も原子炉も望んでいません。	原子力発電の是非は本報告書案の検討対象ではありません。
22	3ページの国の責務	自衛隊の関与のあり方や役割などについても基本的考え方を示すべきである。	福島事故は規制だけでは安全性を確保できないことを示したものと考えます。核セキュリティに於いても規制だけでは防護できないこともあり得るという考え方にも立つべきです。国際テロ組織や近隣国の国家的関与の可能性などを考えれば、未然防止対策も必要ですが、実際の攻撃された場合の対応も考えておく必要があると考えます。このような組織などに対しては、我が国では自衛隊しか対応できないと考えますので、どのような状況になれば自衛隊の出動を要請するのか、自衛隊として、核セキュリティ対応にどのような事前準備をしておくのかなど、自衛隊の関与のあり方も最終防護手段として考慮すべきであると思えます。	4. ⑦【規制行政機関及び関係行政機関による核セキュリティ事案への対応計画】において、「必要に応じて国の危機管理に係る計画への円滑な移行を含むべきである」と記述しています。

NO.	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由	回答
23	全文	「核セキュリティの確保」を語るならば、安全性を確実にするには撤廃するしかありません。	核と地球の生命体が共存できません。日本を、地球を破壊する前に、一刻も早く核を取り除くべきです。いくら形ばかりの「安全委員会」のようなものを作っても、国民も海外も全く信じていません。馴れ合い集団、井の中の蛙が、地球を滅ぼすほどの凶器を扱っているのです。目を覚ましていただくことを祈っています。あなた方も又、小さな地球の生命体の一部であることを思い出してください。	原子力発電の是非は本報告書案の検討対象ではありません。
24	6. ①【福島第一原子力発電所事故の教訓】の部分	事故が収束していない状況の中で、もんじゅについて全く記述がないのが気になります。こちら事故を起こして停止中ですから外部からの攻撃以前に設計を見直す必要がセキュリティの面から考えても必要では？	原発事故を受けて、という割に、各原発の老朽化についてや、設計の見直しについては積極的な記述がない事が気になりました。外部からの攻撃というリスクについて、当然考える必要がありますが、それ以前に内部の問題、設計ミスや経年劣化による耐久性の低下の方がリスクとして高い様に感じます。ましてや、高速増殖炉もんじゅに至っては、設計ミスの指摘もあり、また冷却装置の特殊性から、より慎重な運営が必要であるはずなのに、全く記述がないのはおかしいと感じます。どの原発にしても、設計ミスなどがあつた際にそれをきちんと認め、対処法を考える事、またそれをきちんと公開する事、そのミスをした人物を責めずにミスが起こらない様にする事、そして、改善されるまでは運転を停止する事がセキュリティでは必要なのではないかと考えます。	設計に関するご指摘は、セキュリティでなくセーフティ(安全)分野の取扱いとなるため、本報告書案の検討対象ではありません。6. ①【福島第一原子力発電所事故の教訓】も、セキュリティの観点からの記述内容となっています。
25	全部	そもそもの平和利用だろうがなんだろうが、核保有反対	専門家じゃないし、本当の詳しいことはわかりません。でも福島での原発事故を見ても、危険なことくらいわかります。平和利用だろうがなんだろうが、保留反対です。何かあって狙われたりしたら、ひとたまりもないです。これ以上不安にしないでください。	原子力発電の是非は本報告書案の検討対象ではありません。
26	2. ①【規制行政機関の役割】他	この報告で規定されている「許可事業者」の意味する処は、原子炉等規制法(障防法)で云う処の許可を受けた原子力事業者と云う事で、これは規制の一義的責任は「原子力事業者」が負うという事で宜しいでしょうか。	“一定の量を超える核物質又は…略…利用・輸送等を行うことができる者は…略…国の許可等を得た者(以下、「許可事業者」という。)に限っている”と記載されています。文章からは、輸送についても【許可事業者】が存在する様に読めますが、これは輸送について一義的には“運搬の委託を受けた者”ではなく【許可事業者】即ち原子力事業者の責任において行われる、と云う意味で宜しいでしょうか。これは、原子炉等規制法(或いは障防法)の基で行われる陸上輸送(自動車を用いての運搬)については理解出来るように思われますが、航空法の基で行われる航空輸送、「船舶安全法」の基で行われる海上輸送の場合には、どの様に考えれば良いのでしょうか。また、治安維持等を含め、諸外国では国の責任において行われていると思えるものについてはどの様になるのでしょうか。	輸送の形態により規制の枠組が異なります。文意を明確にするため、「国の許可等を得た者」に脚注として「国の許可等を得た者から運搬を委託された者を含む。」を付します。なお、2. ④【許可事業者の責任】において、「核セキュリティに係る防護の実施に関する一義的な責任は許可事業者にある」と記述しており、核セキュリティに関して国に責任のある体制や規制に係る責任までを許可事業者に課しているものではありません。